

様式第1号（第2条関係）

- 秋田県立大学アグリノベーション教育研究センター防火貯水槽設置工事に係る
条件付き一般競争入札の実施（再度公告）

秋田県立大学アグリノベーション教育研究センター防火貯水槽設置工事について次の
とおり一般競争入札を行うので、公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第10条の規定
に基づき、公告する。

令和5年7月24日

公立大学法人秋田県立大学 理事長 福田 裕穂

1 入札に付する事項

- (1) 工事名及び数量
秋田県立大学アグリノベーション教育研究センター防火貯水槽設置工事 一式
- (2) 工事の仕様等
入札説明書及び設計書による。
- (3) 予定工期
契約日～令和5年11月30日
- (4) 工事場所
秋田県立大学アグリノベーション教育研究センター
- (5) 設計・工事監理者
株式会社 松橋設計
電話 018-865-0104 / Fax 018-864-9292

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 公告日現在、秋田県建設業者等級格付名簿において、当該工事に対応する工種及び等級「一般土木工事A級若しくはB級」に登録されていること。
- (4) 入札参加資格の認定の日において、秋田県及び公立大学法人秋田県立大学の指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 建設業法第3条に規定する営業所を、秋田地域振興局管内（秋田市、潟上市、男鹿市、南秋田郡）に有していること。
- (6) 当該工事請負契約にかかる入札説明書、設計書、入札心得及び入札参加申請に必要な資料等（以下「説明書等配布資料」という。）の交付を受け、入札参加資格が認定されていること。
- (7) 以下に掲げる条件を全て満たした者を主任技術者として配置できること。ただし、本主任技術者は本工事現場に専任を要しない。
 - ア 土木施工管理技士の資格を有する者であること
 - イ 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（6か月以上の雇用関係）にあること

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、説明書等配布資料の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-0444 秋田県南秋田郡大潟村字南2-2
公立大学法人秋田県立大学 大潟キャンパス総務・学生チーム
電話番号0185-45-3934
- (2) 説明書等配布資料の交付方法
公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年規程第18号）第8条に規定する休日を除き、令和5年7月24日（月）から令和5年7月31日（月）までの期間、随時交付する。

4 入札参加資格確認申請等

入札に参加しようとする者は、次により理事長に申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類等

次に掲げる事項を記載した競争入札参加資格確認申請書等を各1部提出すること

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 従たる営業所等の申請者は国又は県に提出した申請書等の写し

ウ 2-(7)に掲げる者の資格証明等の写し（健康保険証の写し）

エ 配置予定技術者の資格・工事履歴等（様式第3号）及びその添付書類

(2) 提出方法

持参または郵送すること。

(3) 提出期間

公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年規程第18号）第8条に規定する休日を除き、令和5年7月24日（月）から令和5年7月31日（月）までとする。

(4) 提出場所

3-(1)に示す場所と同じとする。

5 入札執行の日時及び場所

令和5年8月2日（水）午前10時

公立大学法人秋田県立大学 大潟キャンパス 管理棟2階大会議室

6 入札及び契約の公表

落札者と契約を締結した後、以下の事項を公表する。

(1) 入札の方法

(2) 参加者の商号又は名称

(3) 入札結果（入札額を含む）

(4) 予定価格及び最低制限価格

(5) 契約の相手方の商号又は名称

7 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第13条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第25条の規定に基づいて作成された予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) その他

詳細は、入札説明書による。